

北上市地域づくり総合交付金交付規則の一部を改正する規則

北上市地域づくり総合交付金交付規則（平成26年北上市規則第6号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(交付金対象事業及び経費)			(交付対象事業及び経費)		
第4条 交付金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。			第4条 交付金の対象となる事業は、次に掲げるものとする。		
(1) [略]			(1) [略]		
(2) 青少年健全育成事業 地域の青少年健全育成活動に関する事業			(2) 地域教育力向上事業 地域の教育力向上に関する事業		
(3)～(6) [略]			(3)～(6) [略]		
別表（第5条関係）			別表（第5条関係）		
区分		算定額	区分		算定額
[略]			[略]		
青少年健全育成事業	1組織につき	2万5,000円	地域教育力向上事業	1組織につき	10万5,000円
[略]			[略]		
[略]			[略]		
様式第1号（第7条関係）			様式第1号（第7条関係）		
[略]			[略]		
事業名	事業実績額 (円)	交付金充当額 (円)	事業名	事業実績額 (円)	交付金充当額 (円)
[略]			[略]		
青少年健全育成事業	[略]		地域教育力向上事業	[略]	
[略]			[略]		

備考	改正部分は、 <u>下線</u> の部分である。
----	--------------------------

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。